

農林水産事業におけるテクニカルアドバイザー業務に係る提案書の募集

1 募集内容

(1) 件 名

農林水産事業におけるテクニカルアドバイザー業務

(2) 募集分野

イ 畜産（牛の飼育管理を中心とする）

ロ 野菜、花き、茶

(3) 委託業務の内容

別添「テクニカルアドバイザー業務仕様書」のとおり。

(4) 契約期間

平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで

2 参加者の資格

(1) 次の各項に該当しない者であること

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた 3 年以内の期間を経過しない者

(イ) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ハ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(ヘ) 前（イ）から（ホ）の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ハ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 参加申込書等提出書類の提出期限の日から契約締結までの期間に、各省各庁による指名停止等を受けていないこと。

(3) 個人情報等の管理体制が確立されていること。

(4) 顧客サポート等管理体制（顧客からの苦情等にかかる対応体制）が確立されていること。

(5) 本件業務を遂行するために有効な募集分野に関する資格技能・学歴・職歴等を有していること。

(6) 農業者への助言等に係る実務経験を有する者。

(7) その他公庫が不相当と認めた者でないこと。

3 申込方法

参加を希望する者は、平成 29 年 1 月 30 日（月）15 時 00 分までに、項番 4 に示す書類を項番 5 の申込先に持参、または郵送（締切日必着）により提出する。

4 提出書類

- (1) 参加申込書（別紙 1）
- (2) 誓約書（別紙 2）
- (3) 個人情報等管理体制確認書（別紙 3）
- (4) 顧客サポート等管理体制図（別紙 4）
- (5) 適合証明書（別紙 5）
- (6) 提案書 3 部（提案書作成要領（別紙 6）を参照のこと。）
- (7) 見積書（様式任意。なお、見積金額の範囲は契約を履行するために必要となる一切の諸費用を含めるものとする。なお、当該案件に係る予算額は、3,840,000 円（税込）【月額 320,000 円×12 ヶ月】を上限とする。）

5 申込・問い合わせ先

〒100-0004

東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー
株式会社日本政策金融公庫管財部契約課 担当：梶（カコイ）

電 話：03-3270-1552

6 選定方法

- (1) 提案書に基づく書面審査及び面接試験を行い、1 の（2）のイ、ロの募集分野ごとに、評価基準書（別紙 7）に基づき算出した合計得点が高い者（各 1 者）を選定する。
- (2) 面接試験の場所は、日本政策金融公庫本店（住所は項番 5 と同じ。）とする。
- (3) 面接試験の日程については、提出書類受領後、別途連絡の上調整する。
- (4) 選定結果については、選定後、採否に関わらず速やかに各参加者に通知する。
- (5) 選定された参加者は、当公庫と契約を締結するものとする。

7 その他

- (1) 本件募集に参加するにあたっての費用（提案書作成に要する費用等）は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
なお、これらの書類は本件募集に係る選定目的以外には使用しない。
- (3) 提案内容は非公開とする。
- (4) 本件募集に必要な参加資格を満たしていない者が提出した提案書は無効とする。
- (5) 「参加申込書」及び「提案書」に虚偽の記載をした場合は、提出された提案書は無効とする。
- (6) 参加者等は、参加手続を通じて知り得た当公庫に関する一切の情報を第三者に漏らし、または自ら利用してはならないものとする。
- (7) 参加者は、情報管理の取扱いについて、適切な管理体制を整備するものとする。
- (8) 本件に係る契約締結は、当該案件に係る予算が成立することを条件とする。

以 上

平成 年 月 日

「農林水産事業におけるテクニカルアドバイザー業務に係る提案書の募集」への参加申込書

フリガナ	
氏 名	
住 所	〒
電話番号	
募集分野	畜産（牛の飼育管理を中心とする） ・ 野菜、花き、茶 ※募集する分野に○をつけること

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿

住 所

氏 名

代表者印

誓約書

今般、株式会社日本政策金融公庫が行う「農林水産事業におけるテクニカルアドバイザー業務に係る提案書の募集」において、「2 参加者の資格」にある下記項目の全てを満たすことを誓約するとともに、万一、後日、不正な行為等が判明した場合は、貴公庫のとられる処置には一切異議の申し立ては行いません。

記

(1) 次の各項に該当しない者であること

イ 契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び反社会的勢力に該当する者

ロ 公庫の契約に関し次の各号のいずれかに該当すると認められたときから公庫が定めた3年以内の期間を経過しない者

(イ) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(ロ) 公正な競争の執行を妨げたとき又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(ハ) 契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(ニ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(ホ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき。

(ヘ) 前(イ)から(ホ)の規定により競争に参加できないとされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用したとき。

ハ 申請書及びその添付書類に虚偽の記載をした者

(2) 各省各庁による指名停止等を受けていないこと。

個人情報等管理体制確認書

調査項目	内 容
会社の概要	会社名 代表者氏名 従業員数 所在地 概要 (1) 沿革 (2) 資本金 (3) 事業内容 (4) その他
受託業務の担当人員等	
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針	
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定	
個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定	
外部委託に係る規定	
組織的安全管理措置 (個人情報及び顧客情報の管理責任者を含む)	個人情報及び顧客情報の管理責任者：_____
人的安全管理措置 (従業者との非開示契約等を含む)	
技術的安全管理措置	
顧客情報漏えい事案等の発生状況 (発生時は再発防止措置実施状況を含む)	
その他の安全管理措置	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

当公庫処理欄	

個人情報等管理体制確認書（記載例）

調査項目	内 容
会社の概要	<p>会社名 株式会社 ○○○○</p> <p>代表者氏名 ○○ ○○</p> <p>従業員数 10名</p> <p>所在地 東京都千代田区大手町1-9-4</p> <p>概要</p> <p>(1) 沿革 昭和24年6月創業</p> <p>(2) 資本金 金1,000万円</p> <p>(3) 事業内容 コンサルティングサービス業</p> <p>(4) その他 プライバシーマーク認証番号 ○○○○</p>
受託業務の担当人員等	担当人員 2人
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針	個人情報の保護に関する法律及びその他関連法令を遵守し、弊社（当方）で定めている安全管理規定に従って個人情報及び顧客情報を取扱うことを基本方針に掲げています。
個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定	<p>代表取締役（事業主）が個人情報及び顧客情報の管理責任者となり、個人情報及び顧客情報を適正に管理することを規定しています。</p> <p>個人情報及び顧客情報の取扱者を指定し、指定された者以外は個人情報及び顧客情報を取扱えないことを規定しています。</p> <p>個人情報及び顧客情報データベースのアクセス及び持ち出しを制限することを規定しています。</p>
個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定	<p>代表取締役（事業主）が、個人情報及び顧客情報の取扱状況について年1回点検し、調査することを規定しています。</p> <p>また、年1回監査することを規定しています。</p>
外部委託に係る規定	個人情報及び顧客情報の取扱いを外部業者に委託する場合は、安全管理措置を盛り込んだ契約を締結することを規定しています。
組織的安全管理措置 （個人情報及び顧客情報の管理責任者を含む）	<p>個人情報及び顧客情報の安全管理に関して、従業員の責任と権限を明確に定めています。</p> <p>個人情報及び顧客情報の安全管理に係る規定及びその取扱状況の点検・監査に係る規定を適正に運用・実施しています。</p> <p>個人情報及び顧客情報の管理責任者は、代表取締役（事業主） ○○ ○○となっています。</p>
人的安全管理措置 （従業員との非開示契約等を含む）	<p>全従業員及び派遣職員から情報の非開示にかかる誓約書を受けています。</p> <p>従業員に対する教育・訓練等を実施し、顧客情報の安全管理が図られるよう監督しています。</p>
技術的安全管理措置	個人情報及び顧客情報並びにそれらを取り扱う情報システムへのアクセス制御及び情報システムの監視等の、顧客情報の安全管理に関する技術的な措置を図っています。
顧客情報漏えい事案等の発生状況（発生時は再発防止措置実施状況を含む）	<p>（※事件等がない場合は「なし」と記載）</p> <p>平成○年○月○日、弊社（当方）従業員が出張中に、顧客情報○○件を含むデータを収録したフロッピーディスクの盗難事故に遭い、顧客情報流出の可能性が生じました。</p> <p>事故発生後、以下の再発防止策を徹底しております。</p> <p>(1)</p>

	(2)
その他の安全管理措置	安全管理を推進するために従業員への教育及び訓練を計画的に行っています。 (就業規則において、) 法令及び社内規定を違反した従業員に対して懲戒処分を課すことにしています。

上記のとおり相違ありません。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○ ○○ 代表者印

【個人情報及び顧客情報の取扱を伴う業務の参加条件】

- ・ 個人情報及び顧客情報の安全管理に係る基本方針が整備されていること。
- ・ 個人情報及び顧客情報の安全管理に係る取扱規定が整備されていること。
- ・ 個人情報及び顧客情報の取扱状況の点検及び監査に係る規定が整備されていること。
- ・ 個人情報及び顧客情報を取扱う業務を外部委託する際の規定が整備されていること。
- ・ 組織的安全管理措置が整備されていること（取締役又は執行役等業務執行に責任を有する者が個人情報及び顧客情報の管理の責任者であることを含む）。
- ・ 人的安全管理措置が整備されていること（従業者と個人情報及び顧客情報の非開示契約等がなされていることを含む）。
- ・ 技術的安全管理措置が整備されていること。
- ・ 顧客情報の安全管理に係る体制整備以降、漏えい事案等が発生していない、又は発生していても適切な再発防止措置が実施されており、顧客情報の安全管理に関して、実績等に基づく信用度が認められること。
- ・ 委託先における適切な顧客情報保護の実施の観点から、委託先の経営の健全性が認められること。

顧客サポート等管理体制図

調査項目	内 容
苦情等にかかる対応管理 責任者	
体 制 図	

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

当公庫処理欄	

代表者印

顧客サポート等管理体制図（記載例）

調査項目	内 容
苦情等にかかる対応管理責任者	クレーム対応の管理責任者は、代表取締役 ○○ ○○となっています。
体 制 図	<p>【処理手順】</p> <p>(1) ○○○。</p> <p>(2) ○○○。</p> <p>(3) ○○○。</p>

上記のとおり相違ありません。

平成XX年XX月XX日

株式会社 ○○○○
代表取締役 ○○ ○○代表者印

平成 年 月 日

適 合 証 明 書

株式会社日本政策金融公庫
管財部長 中島 聡 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

代表者印

参加者の資格について、以下のとおり適合することを証明いたします。

参加者の資格	合否判定の根拠となる事由
本件業務を遂行するために有効な募集分野に関する資格技能・学歴・職歴等を有していること	【該当の有無を記載すること。】 有 ・ 無
農業者への助言等に係る実務経験を有する者	【該当の有無を記載すること。】 有 ・ 無

(注) それぞれの該当の根拠についての詳細は、提案書に記載すること。

以上

提案書作成要領

本募集に参加を希望する者は、仕様書の項番2の内容を踏まえて、次の項番1から項番4に掲げる項目及びその他に必要と考えられる項目を盛り込んだ提案書を提出するものとする（様式は任意）。

提案書の部数は、**3部**とする。

なお、評価基準書（別紙6）に掲げる必須の項目及び適合証明書の根拠についての詳細について記載がない提案書は、要件を充足していないと判断することとする。

また、原則として提出された申請書類等の差し替え及び再提出は認めない。提案書の落丁、記載漏れ、誤記等により確認できない場合も「不合格」となるので、十分留意すること。

〔提案書構成内容〕

項番	項目	内容等
1	提案者	<ul style="list-style-type: none"> 提出年月日、提案者氏名（ふりがな付き）、住所、連絡先（電話番号・ファクシミリ番号、メールアドレス）を記載する。
2	募集分野に関する資格・学歴等	<ul style="list-style-type: none"> 募集分野に関する資格技能・学歴・職歴等を記載する。 公的資格については、資格証の写しを添付する（必要に応じて、面接審査の際に、原本の確認を行うことがある。）。
3	農業者への助言等にかかる実務経験	<ul style="list-style-type: none"> 農業者への助言等に係る実務経験について、経歴を具体的に記載する。 <p>【記載例】平成●年●月から平成●年●月まで▲▲試験場（●●部●●グループ）に在籍中、●●についての農業者への助言等を行う業務に従事した。</p>

評価基準書

1 評価項目及び配点表

評価項目	評価区分	評価基準	評価 (A)	ウェイト (B)	得点 (A) × (B) / 5
1 書面審査				60	
提案事項の妥当性	必須	・提案書作成要領（別紙6）に記載した〔提案書構成内容〕のすべての項目に、提案がなされているか。		5	
募集分野に関する資格・学歴等		・本件業務を遂行するために有効な募集分野に関する資格技能・学歴・職歴等を有しているか。		25	
農業者への助言等にかかる実務経験		・本件業務を遂行するために有効な農業者への助言等にかかる実務経験を有しているか。		30	
2 面接審査				40	
本件業務への理解度	必須	・テクニカルアドバイザー制度の目的及び業務内容について、十分に理解しているか。		5	
基本的な素養	必須	・テクニカルアドバイザーとして、基本的な素養を有しているか。		5	
コミュニケーション能力		・農業経営者等と円滑なコミュニケーションを図るための能力を有しているか。		10	
募集分野に関する知見		・本件業務を遂行する上で必要となる募集分野に関する知見を有しているか。		20	
合 計				100	

2 評価項目及び配点

(1) 合計得点

本調達における合計得点の内訳は以下のとおりとする。

合計得点 = 書面審査 (60 点満点) + 面接審査 (40 点満点)

(2) 評価項目

評価項目については、前 1 「評価項目及び配点表」に明示された評価項目とする。

(3) 配点方法

イ 必須項目

必須項目として設定した評価項目について、要件を充足している場合は満点とする。

必須項目として設定した評価項目について、要件を充足していない場合、評価は 0 となる。提案書にて必須項目に係る要件を充足していないとみなされた場合には、その提案者は不合格となる。

ロ 必須項目以外

各評価項目について、他の提案書との相対評価によりそれぞれ以下の採点基準により得点を与え、その合計を合計得点とする。

【採点基準】

5 : かなり優れている

4 : 優れている

3 : 一般的

2 : 劣っている

1 : かなり劣っている

0 : 評価不能

(注 1) 最も優れていると判断されるものを「5」とする。

(注 2) 次に優れているものが必ずしも「4」とはならない。「3」、「2」又は「1」となる場合もあり得る。

(注 3) 複数者を同じ評価とする場合もあり得る。

仕 様 書

(テクニカルアドバイザー業務委託)

1 委託目的

甲は、農業経営基盤強化資金実施要綱及び青年等就農資金基本要綱に基づき、経営改善資金計画書の審査及び貸付後における経営改善の目標達成について助言、指導を行うことを目的に、アドバイザーを置くことされている。

本件は、農業者への農業経営に関するアドバイスについて、実務経験に裏付けされた農業分野への高度な専門知識を有する先にテクニカルアドバイザー業務を委託することを目的とする。

2 業務内容

次の内容に関して、テクニカルアドバイザー業務を委託する。

- (1) 貸付案件の審査に関する助言
- (2) 融資先の経営診断
- (3) 支店あて農業技術情報の提供
- (4) 農業技術相談等への対応
- (5) 農家研修会・講演会等の対応
- (6) 市町村等との検討会・勉強会への参加
- (7) 融資制度の普及、運営等に関する助言
- (8) 農業試験場等との連携
- (9) 職員研修への参加（講師・助言者）
- (10) 委託調査等の調整・指導・助言

3 成果物

- (1) 本件業務における成果物は次のとおりとする。
 - イ 本件業務に関し甲が提出を指示した書面等
 - ロ その他、前2の実施状況及び実施結果を整理した書面等
- (2) 前(1)に掲げる成果物は、甲が指示する日時までに納品することとする。
- (3) 甲が求めた場合には、前(1)に係る内容について、(2)の期限前であっても中間報告することとする。

4 旅費

業務上旅行を必要とする場合は、甲の旅費規則に基づき上級管理職（役割等級SⅢ、SⅡ）の区分に準じて旅費を支給する。

以上

テクニカルアドバイザー業務委託契約書

株式会社日本政策金融公庫（以下「甲」という。）と●●（以下「乙」という。）とは、甲のテクニカルアドバイザー業務（以下「本件業務」という。）について、次のとおり委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（総則）

第1条 甲は、本契約及び別紙1仕様書（以下「仕様書」という。）に定めるところにより、本件業務を乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 乙は、善良な管理者の注意をもって、本件業務を誠実に遂行するものとする。

（契約金額）

第2条 契約金額は、月額●●円（消費税及び地方消費税を除く。）とする。

（契約期間）

第3条 本件業務の契約期間は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までとする。

（納入場所及び納入期限）

第4条 仕様書に定める本件業務の成果物（以下「成果物」という。）の納入場所は、甲の本店（東京都千代田区大手町一丁目9番4号所在）とする。

（検収）

第5条 甲は、乙から仕様書に基づく成果物の納入があったときは、納入日から起算して30日以内に甲の職員により検収を行うものとする。この場合において必要があるときは、甲は第三者に委託して検収を行うことができる。

2 前項の検収に合格したときをもって、乙は本件業務を完了したものとする。

（手直し又は差し替え）

第6条 前条の検収の結果、成果物の全部又は一部が契約書、仕様書その他甲乙双方の了解事項（以下「仕様書等」という。）に適合していないことが明らかになったときは、乙は、速やかに当該成果物を引き取った上、手直し又は差し替えにより、仕様書等に適合した成果物を、甲の指示に従って再納入しなければならない。

2 前項の規定による手直し又は差し替えのために生じた一切の費用は、乙の負担とする。

3 乙は、第1項の規定により手直し又は差し替えが完了したときは、その成果物を納入場所において甲に再納入する。

4 甲は、前項の規定により乙から成果物の再納入があったときは、その日から起算して30日以内に検収を行うものとする。

5 前項に規定する検収について、前条第2項及びこの条の規定を準用するものとする。

（契約金額の支払）

第7条 乙は、第2条に規定する当月分の契約金額並びに当該契約金額に係る消費税及び地方消費税の額を記載した請求書を毎月翌月10日までに甲に提出する

ものとする。

- 2 甲は、前項に定める請求書を受領したときは、甲が請求書を受領した日の属する月の翌月末日までに、請求に係る契約金額から法定の源泉徴収を行った後の金額を乙の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は甲の負担とする。

(費用負担)

- 第8条 本件業務の遂行に係る出張・交通費並びに本件業務で使用するパーソナルコンピュータ等の機器及び文具等の消耗品に係る費用は、全て乙の負担とする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第9条 乙は、乙の責に帰すべき事由により、平成29年4月1日に本件業務を開始できない場合には、特に甲が認めた場合を除き、第31条に定める賠償のほか、遅延日数に応じ、契約金額(第2条に定める契約金額の契約期間全体の総額(支払予定額を含む。))とし、本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額とする。また、当該金額に消費税及び地方消費税が含まれる場合は、これを除く。)に対して、年14.6パーセントの割合で計算した損害金(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。以下本契約において計算する金額について同じ。)を甲に対して支払うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

- 第10条 甲の承諾を得た場合を除き、乙は、本契約によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、第三者に対し譲渡し、承継させ、又は担保の目的としてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(成果物の帰属)

- 第11条 本契約に基づき作成された成果物は、当該成果物が第5条第1項又は第6条第4項の検収に合格したとき、甲に帰属するものとする。
- 2 乙は、成果物(成果物に収録された情報、記録等を含む。以下この条において同じ。)が著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第1号に規定する著作物(以下「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る乙の著作権(同法第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。)を、第5項に定める著作権を除き、留保なく当該著作物が第5条第1項又は第6条第4項の検収に合格したときに第2条に規定する契約金額の対価として甲に譲渡するものとする。
 - 3 乙は、成果物が著作物に該当する場合、甲又は甲から譲渡若しくは使用許諾を受けた第三者に対し、著作者人格権(著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。)を一切行使しないものとする。
 - 4 乙は、成果物が著作物に該当するとしないうにかかわらず、甲に当該成果物を譲渡した後、これを使用し、引用し、又は転用することができないものとする。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りでない。
 - 5 前各項の定めにかかわらず、乙が汎用的に利用している質問項目や質問文、集計プログラム等、既に乙に帰属している著作権は乙に留保されるものとする。ただし、乙は、これら留保された著作権を含む著作物を、甲が自己利用の範囲内で複製し、又は改変することに同意する。

(第三者の権利の侵害)

第12条 本件業務の結果が、第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウ等の知的財産権その他の権利を侵害するものとして、当該第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は自己の責任及び負担において、これを処理解決するものとする。ただし、当該紛争が甲の提供した資料に起因する等、甲の責に帰すべき事由に起因する場合は、甲は自己の責任及び負担において、これを処理解決するものとする。

(瑕疵担保責任)

第13条 甲は、乙が納入した成果物に瑕疵又は仕様書等との相違を発見した場合は、その修復を乙に請求し、乙は遅滞なく自己の責任において、これを修復するとともに、甲に生じた損害を賠償するものとする。

2 乙は、本件業務の完了後1年を経過する日までの間、前項の瑕疵担保責任を負うものとする。

(委託業務の管理)

第14条 甲は、本件業務の実施状況を把握するために必要があると認めるときは、乙に対して次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 本件業務の進捗状況、実施方法等に関する報告を求めること。
- (2) 甲の職員を本件業務の実施場所に派遣し、本件業務の実施に立ち合わせる等の監査を行わせること。

(機密情報の保持)

第15条 乙及び乙の従事者は、本契約の履行に当たって、甲から提供され、又は知り得た顧客情報、本契約に係る情報、甲の役職員等に係る情報及び技術上、営業上その他業務上の情報(以下「機密情報」という。)について、甲が乙に公表することを承認した情報を除き、これを第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、次の各号に掲げる情報であることを乙が証明できるものは、機密情報としない。

- (1) 既に公知となっている情報又は提供後に甲及び乙のいずれの責にもよらず公知となった情報(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第3項に規定する保有個人情報を除く。)
- (2) 乙が独自に開発した情報
- (3) 乙が守秘義務を負うことなく、正当な第三者から適法に入手した情報

2 乙は、自己の責に帰すべき事由により機密情報が第三者に漏れ、甲若しくは甲の役職員等(以下「甲等」という。)又は第三者に損害を与えた場合には、甲等又は当該第三者の損害に対して賠償の責を負うものとする。

(機密情報の管理)

第16条 乙は、甲から提供された機密情報を複製し、又は改変してはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、本契約の履行上必要な範囲内で複製し、又は改変することができる。

- 2 乙は、甲から提供された機密情報について、善良な管理者の注意をもって管理し、保管する義務を負うものとする。
- 3 乙は、甲から提供された機密情報を甲の承認なしに所定の場所から搬出してはならない。
- 4 乙は、甲から提供された機密情報を甲の承認なしに廃棄し、又は残置してはならない。

(機密情報の使用制限)

第 17 条 乙は、機密情報について、本契約の履行のためにのみ使用し、他の目的のために用いてはならない。

(安全確保・保管場所)

第 18 条 乙は、施錠が可能であり、所定の担当者以外の者によるアクセスが不可能な区域に機密情報を保管する。

(再委託等)

第 19 条 乙は、甲から受託した本件業務の再委託（再々委託以降の委託を含む。以下同じ。）を行ってはならない。

(機密情報の提供及び返還)

第 20 条 乙から甲に対し、本契約の履行のために必要な機密情報の提供の要請があった場合であって、甲が必要と認めたときは、甲は、乙に対し無償でこれらの提供を行うものとする。

2 乙は、甲から提供を受けた機密情報が本契約の履行上不要となった場合、本契約が終了した場合又は甲の指示があった場合は、遅滞なくこれらを甲に返還し、又は甲の指示に従った処置を行い、甲に対して完了報告を書面により行うものとする。

(機密情報に係る従事者の監督及び教育)

第 21 条 乙は、乙の従事者に対し、機密情報に係る安全管理が図られるよう、必要かつ適正に監督を行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者に対して本契約に定める事項を十分に説明し、機密情報保持についての教育を徹底し、これを担保するために乙の従事者との間で機密保持契約の締結等必要な措置を講じることとする。

(機密情報に係る調査・報告)

第 22 条 甲は、必要があると認めたときは、乙に対し、機密情報の取扱状況について報告を求め、又は調査することができる。

2 乙は、機密情報に関する事故や犯罪が発生した場合又は発生するおそれがあることを知った場合には、甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。

(顧客サポート等管理体制)

第 23 条 本契約の履行に当たって、乙が甲の顧客情報を取り扱う場合又は甲の顧客に対応する場合、甲の顧客から乙に対し、相談、苦情及び要望があったときは、甲へ速やかに報告するものとする。

2 顧客サポート等管理体制は、別紙 2 のとおりとする。

(適用)

第 24 条 第 15 条から前条までに定める条項は、本契約の締結以前に甲から乙に提供された機密情報に対しても適用されるものとする。

2 第 16 条第 1 項ただし書により複製し、又は改変した機密情報についても本契約の内容を適用するものとする。

(契約の解除)

第 25 条 甲は、次の第 1 号から第 8 号までのいずれかの事由に該当する場合は乙に何ら催告することなく、次の第 9 号又は第 10 号の事由に該当する場合には相当の期間を定めて乙に事前の催告をすることにより、本契約を解除することができる。これにより、乙が損害を被ることがあっても、甲は乙に対して何ら賠償の責を負わないものとする。

- (1) 乙が本契約に係る企画競争条件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 乙が正当な理由なく本契約を履行せず、又は履行する見込がないと甲が認めたとき。
- (3) 本契約の履行について、乙又は乙の従事者が、甲に対し不正の行為をなしたと甲が認めたとき。
- (4) 乙に重大な過失又は背信行為があったと甲が認めたとき。
- (5) 乙に仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始又は特別清算開始の申立があったとき。
- (6) 乙が手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (7) 乙が公租公課の滞納による処分を受けたとき。
- (8) 乙が監督官庁から行政処分を受け、当該処分により本件業務の遂行に支障があると甲が認めたとき。
- (9) 乙が何らかの理由により本契約の履行が困難となり、又はそのおそれがあることを甲が示したとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、乙が本契約に違反し、又は違反するおそれがあると甲が認めたとき。

2 乙は、前項各号の事由が生じたことにより、甲等に損害を与えた場合には、甲等の損害に対して賠償の責を負うものとする。

3 甲は、乙と協議の上、本契約の履行割合に応じた契約金額相当額を支払って本契約の全部又は一部を解除することができる。

(反社会的勢力の排除)

第 26 条 甲は、乙が次に掲げる団体又は個人であることが判明した場合は、何ら通知を要せず本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団員等でなくなった時から 5 年を経過しない者
- (4) 暴力団準構成員
- (5) 暴力団関係企業
- (6) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (7) その他前各号に準ずる者
- (8) 前各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者
- (9) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者
- (10) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者
- (11) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者
- (12) 役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (13) その他暴力、威力又は詐欺的手法を駆使して利益を追求する者

- 2 甲が前項の規定により本契約の全部又は一部を解除したことにより乙に損害が生じても、甲は乙に対し何ら責を負わないものとする。
- 3 乙は、第1項の規定により甲が本契約の全部又は一部を解除した場合、甲等が受けた損害の一切について賠償の責を負うものとする。

(表明保証)

第27条 乙は、本契約に関し、次条第1項各号に掲げる談合その他の不正行為を行っていないことを表明し、保証する。

(談合その他の不正行為に係る違約金)

第28条 乙(共同企業体にあつては、その構成員を含む。)が、前条に反して、次の各号のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、契約金額(第2条に定める契約金額の契約期間全体の総額(支払予定額を含む。))とし、本契約締結後、契約金額の変更があつた場合には、変更後の契約金額とする。また、当該金額に消費税及び地方消費税が含まれる場合は、これを除く。以下この条において同じ。)の10分の1に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)
 - (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下「乙等」という。))に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があつたとされたとき。
 - (3) 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となつた取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
 - (4) 公正取引委員会が、本契約に関し、乙等に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (5) 本契約に関し、乙(法人にあつては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 乙は、前項に規定する場合に該当し、かつ次の各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する金額を違約金として甲が指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 前項第1号の規定により確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項から第9項までのいずれかの規定の適用があるとき。
- (2) 前項第5号に規定する刑に係る確定判決において、乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 5 乙は、第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当するときは、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合その他の不正行為に係る違約金に対する遅延利息）

第29条 乙が前条第1項又は第2項に規定する違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、当該違約金に対し年5パーセントの割合を乗じて計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（談合その他の不正行為に係る解除等）

第30条 甲は、本契約に関し、乙が第28条第1項各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

（損害賠償）

第31条 乙又は乙の従事者が、乙の責に帰すべき事由によって本契約の履行を怠り、甲等に損害を与えた場合には、甲等が受けた損害に対して、甲等の請求に従い、賠償の責を負うものとする。

（契約の公表）

第32条 乙は、本契約の名称、契約日、契約金額並びに乙の名称及び住所その他の本契約の内容が公表されることに同意するものとする。

（協議）

第33条 本契約に定めのない事項又は本契約の履行につき疑義が生じた事項については、当事者間で協議の上、誠意を持って円満な解決を図るものとする。

（合意管轄）

第34条 本契約に関連し、当事者間に訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（準拠法）

第35条 本契約は日本法を準拠法とし、これに従い解釈する。

（残存条項）

第36条 第10条、第12条、第13条、第15条から第18条まで、第19条第2項、第20条から第22条まで、第24条、第27条から第29条まで及び第31条から前条までの規定は、本契約の終了後も引き続きその効力を有するものとする。

（本契約の効力発生日）

第 37 条 本契約は、平成 29 年 4 月 1 日に遡って適用する。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 29 年 4 月 3 日

甲 東京都千代田区大手町一丁目 9 番 4 号
株式会社日本政策金融公庫
管財部長 ●● ●● (印)

乙

仕 様 書

(テクニカルアドバイザー業務委託)

1 委託目的

甲は、農業経営基盤強化資金実施要綱及び青年等就農資金基本要綱に基づき、経営改善資金計画書の審査及び貸付後における経営改善の目標達成について助言、指導を行うことを目的に、アドバイザーを置くとしている。

本件は、農業者への農業経営に関するアドバイスについて、実務経験に裏付けされた農業分野への高度な専門知識を有する先にテクニカルアドバイザー業務を委託することを目的とする。

2 業務内容

次の内容に関して、テクニカルアドバイザー業務を委託する。

- (1) 貸付案件の審査に関する助言
- (2) 融資先の経営診断
- (3) 支店あて農業技術情報の提供
- (4) 農業技術相談等への対応
- (5) 農家研修会・講演会等の対応
- (6) 市町村等との検討会・勉強会への参加
- (7) 融資制度の普及、運営等に関する助言
- (8) 農業試験場等との連携
- (9) 職員研修への参加（講師・助言者）
- (10) 委託調査等の調整・指導・助言

3 成果物

- (1) 本件業務における成果物は次のとおりとする。
 - イ 本件業務に関し甲が提出を指示した書面等
 - ロ その他、前2の実施状況及び実施結果を整理した書面等
- (2) 前(1)に掲げる成果物は、甲が指示する日時までに納品することとする。
- (3) 甲が求めた場合には、前(1)に係る内容について、(2)の期限前であっても中間報告することとする。

4 旅費

業務上旅行を必要とする場合は、甲の旅費規則に基づき上級管理職（役割等級 S III、S II）の区分に準じて旅費を支給する。

以上

顧客サポート等管理体制図

調査項目	内容
甲の顧客情報を取り扱う業務又は甲の顧客に対応する業務（注）	<input type="checkbox"/> 該当する・ <input type="checkbox"/> 該当しない
相談、苦情及び要望に係る対応管理責任者	
体制図	

（注）いずれの業務にも該当しない場合は、内容欄の「該当しない」に丸印をつけ、他の調査項目は記載不要。